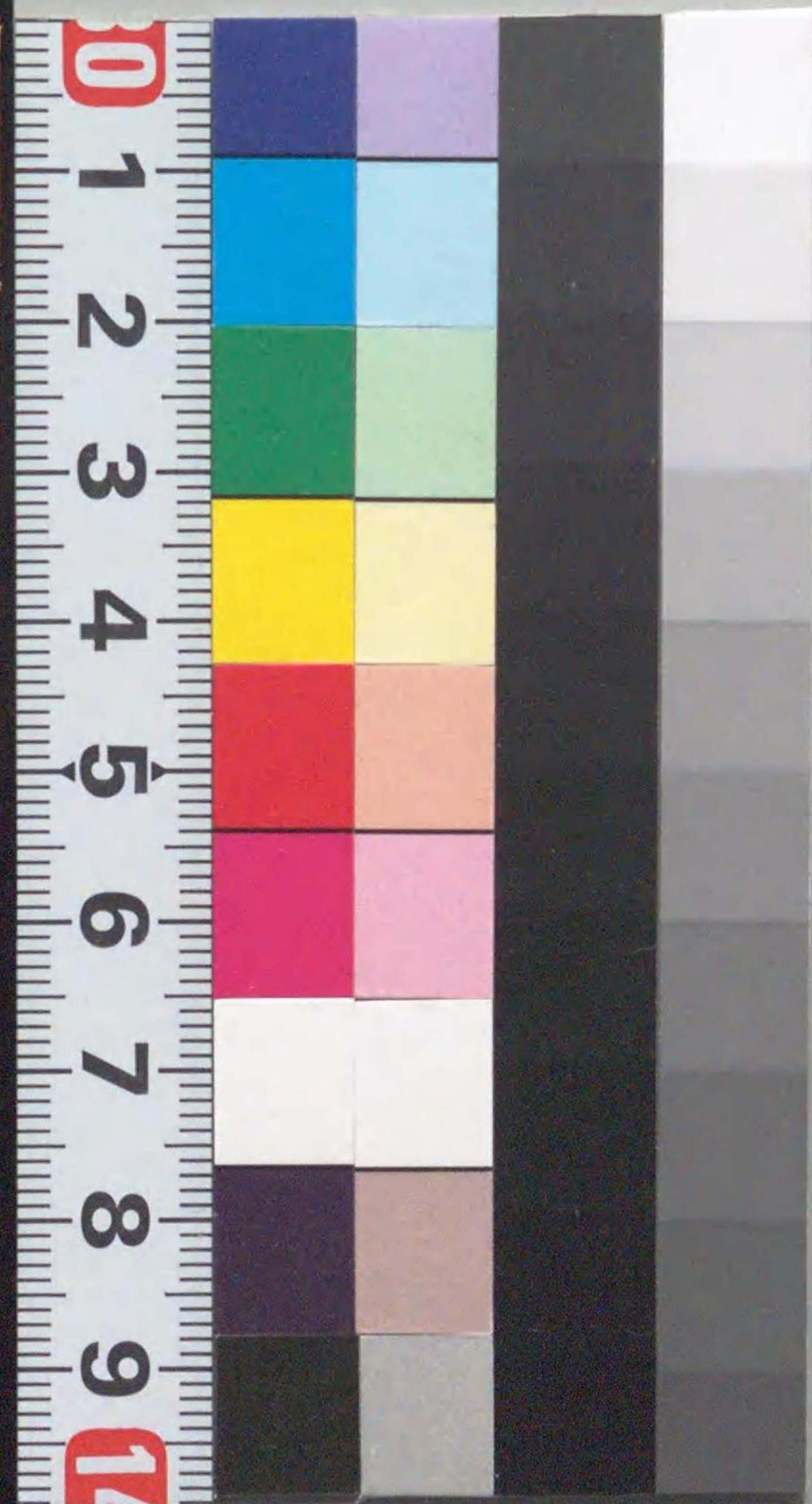


第一輯

民政黨内閣の功績

(外交篇)



民政黨内閣の功績……外交篇 目次

第一節 海軍軍縮問題……………一

第二節 日支關稅協定並帝國と諸外國
との間に於ける通商條約締結……………三

第三節 一般日支關係並に滿洲事變……………五

民政黨内閣の功績……外交篇

第一節 海軍軍縮問題

五大海軍國間に於て、華府條約追補の爲め、更に會議を開催せむとする計畫に付ては、昭和四年田中内閣總辭職前、既に英、米兩國政府間に公然となり、意見の交換を開始せられたのであつたが、逐次具體化して、其非公式協議に帝國政府が参加するに至つたのは、濱口内閣成立後に屬する。新會議の主要目的である補助艦兵力量の協定は、初め華府會議の際之を試みて成らず、次に壽府會議に於て極力協定に努めたのであつたが、再び蹉跌に了りたるに徴して、其列國利害の調和を圖ることの、如何に困難であるかを知るに足るのである。 翻て考ふるに斯の如き列國利害

の相反する問題を、久しく未解決に放任し、之に伴ふ造艦競争の勢を控制せざるに於ては、各國共に國費の膨脹を免れざるのみならず、却て相對的國防の不安を加へ、自然國際關係の禍因を胚胎せしむる事は幾多史實の例證する所である。是に於て濱口内閣は、成立匆匆懸案の軍縮問題を解決せんが爲め、全力を擧ぐることに決心し、昭和四年十月英國政府の正式招請に答へ、五大海軍國會議に參列することとなり、若槻總裁は帝國主席全權委員に任命されたのであつた。

會議は倫敦に於て昭和五年一月二十一日開會、四月二十二日條約の調印を了つた。該條約は不幸にして、國內政策の具に供せられ、種々の論議を招いたのであつたが、第一に昭和十二年以降の補助艦兵力量は、昭和十年中更に關係列國會議を開き決定せらるべきもので、該會議に當つては、帝國は全然自由無拘束の立場より、我必要とする兵力量を主張することを得べく、而して倫敦條約の有効期間たる昭和十一年末日迄の間に於ては、何等も規定に牴觸することなくして我國防の安

固を保すべき計畫按配の途あること、第二に倫敦條約實施の爲め、軍事費の膨脹を制限することを得るのみならず、更に進んで國民負擔輕減の餘地を生じたこと、及第三に倫敦條約は列國間相互の信頼同情を深くし、國際政局の安定に資すべきこと、以上三點は何れの方面にも異論なき所である。右第一點たる國防上當面の新規計畫、及第二點たる國民負擔輕減の財政計畫は、既に第五十九回帝國議會の協賛を経て實施せられ、第三點たる國際政局の好轉も亦公平なる觀察者の齊しく認識する事實である。乃ち濱口内閣が、心血を注ぎたる海軍軍縮の大事業は、幾度か疊々たる波瀾を突破して今や一段落を告げ、其國民に對する公約は着々實行を見るに至つた。尙ほ倫敦會議に際し、若槻總裁が帝國主席全權として、樽俎折衝以て其使命を辱めざりし一大効績は、廣く世人の知る所である。

第二節 日支關稅協定並に帝國と諸外國との間に於ける通商條約締結

支那の關稅自主權に付ては、大正十四年北京關稅會議の特別委員會は、主義上之を承認する趣旨の決議を可決した。當時我代表者は支那と列國との間に斡旋して意見の調和を圖り、該決議の成立に努めたと共に、日支の特殊關係に顧み、支那政府より兩國間に互惠稅率を協定すべき旨の約諾を得たのである。其後支那國內の動亂急を告げたる結果、北京會議は何等確定的の成績を擧ぐることを得ずして、休會となりたるも、爾來支那と關係列國との間には、續々關稅協定の成立を見るに至つた。然るに此等の協定は何れも單に支那關稅自主權の承認、並に最惠國待遇の保障を與ふるに止まり、支那に於ける關稅率の頻々且つ急激なる變更を避けむが爲め、別に互惠稅率の協定を必要とする我國に取りては、到底右列國の先例に満足するこ

とを得ず、是に於て田中内閣時代に、日支互惠稅率の取極を含む關稅協定の交渉を試みたのであつたが、其目的を達せなかつた。濱口内閣は其後を襲ぎ、列國と等しく支那の關稅自主權を承認し、且最惠國待遇の相互的保障を與ふると共に、別に日支兩國互に若干の貿易品に關して一定の期間内、一定の稅率を維持することを約するの交渉遂に成立し、昭和五年五月六日右協定の締結を告げ、以て支那と列國との間に於ける關稅協定に一新例を開いたのである。

尙一般に海、外通商並に企業に付、我國民の爲めに及ぶ限り自由なる活動の機會を確保し、必要なる保護と助力を與ふるは、外交の最重要なる任務たるを認め、濱口内閣並に若槻内閣を通じて、此目的の爲め新に國際協定の締結せられたるものが多い。アルバニア、リビア、アフガニスタン、ルーマニア、玖馬、埃及、埃太利、匈牙利、土耳其、ラトヴィア、葡萄牙との通商條約及取極、南阿聯邦との入國居住に關する協定等は是である。

第三節 一般日支關係並に滿洲事變

日支關係は濱口内閣並に若槻内閣の共に最重要視したる所で、累次切實に其所見を聲明し、内外國民の注意を喚起したのであつた。先づ第五十七回帝國議會に於ける外務大臣の演說中、支那國內の爭亂年々相踵ぐの情勢を述べ、何れの國も同様の難局に直面するときは、其當局者は民衆の注意を内政問題より外交問題に轉ぜむが爲めに、對外關係に於て冒險無謀の政策を執るの誘惑に陥り易き實例に言及し、支那の政治家が斯くの如き誘惑を排し、別に堅實妥當なる政策に依りて其國運の前途を開拓するの切要なる所以を説き、今後日支國交の大勢に關しては、悲觀樂觀の兩説あることを擧げ、其兩説の當否は暫く措き、帝國政府としては支那が如何なる態度を以て我を迎ふるとも、自ら正義公平と信ずる所に依りて、兩國の關係を調節するに最善の努力を盡す決心なることを明にし、若し支那が此政策に共鳴して我國と

協力するに於ては兩國の幸は之に過ぎず、若し又支那にして我眞意を了解せず、妄りに争を我に求むることあらば、我は世界公論の前に鞏固なる立場を占むべき信念を有する旨を切言したのであつた。又第五十九回帝國議會に於て、外務大臣は日支兩國現下の政治的及經濟的關係を構成する要素中には、第一に如何なる場合にも我國民的生存の必要上、斷じて變改を許さざる性質のものと、又第二に世局の推移に應じて新なる調整を要する性質のものと二種の別あることを説き、此問題に付ては我國民は少數の極端論者を除くの外、根本に於て判斷を一にし、假令支那が如何なる術策を弄するとして、到底我國論の歸趨を動かすべからざることを警告したのであつた。其旨意の存する所は何人も容易に看取し得べしと信ずる。昨春來滿洲方面に於て日支關係の形勢漸次重大を加ふるの兆があるので、九月五日若槻總裁は富山市に於ける民政黨東北大會に臨み、日支の時局に論及して更に卒直なる言辭を用ひ、若し支那にして我國民的生存に關する權益を侵犯せむんとするが如きことあら

八
ば、我國民は何時にても敢然蹶起するの覺悟あることを言明した。乃ち何れも我國民の牢乎たる決心を示して隣邦當局の三省を求むる衷情に出でたるものである。不幸にして支那當局は我眞意を諒とせず、多年の排日教育に涵養せられたる險惡なる思潮は滔々として全國に澎湃たるものがあり、昨年九月十八日夜、支那正規軍の一隊が奉天附近に於て滿鐵線路を破壊し、我守備兵を襲撃せるに至りて、兩國軍隊の衝突は遂に避け難く、以て今次の大事變を激成したのである。事件勃發後支那政府は直に國際聯盟規約第十一條に依つて聯盟の注意を促がし、聯盟理事會は之が爲め特に會合せること今日迄三回に及んだ。其第一回は九月十九日より同月三十日迄、第二回は十月三日より同月二十四日迄、又第三回は十一月十六日より十二月十日迄、何れも専ら國際平和の維持を念として、銳意本件を審議し、其對策を講究したのであり、九月三十日全會一致を以て通過した決議中に現に滿鐵附屬地外に出動する帝國軍隊は、當該地方に於ける帝國臣民の生命財産が、安固を保障せらるゝ程

度に應じて、附屬地外に撤收せらるべき一項、並に日支兩國共に事態の擴大を防止すべき一項は、爾來聯盟に於て屢々援用せらるゝ要點である、十月二十四日の會議に於ては帝國軍隊の即時撤收開始に關する決議案が提出せられたが、我代表者の反對ありたる爲め有効に成立せず、十二月十一日に至り理事會に於ける本件の處理に一段落を劃すべき重要決議が可決せられた。即ち先づ九月卅日の決議を再び確認し兩當事國は此上事態の惡化するを避くるに一切の措置を執り、又此上戦闘又は生命の喪失を惹起することあるべき、一切の主動的行爲を差控ふべきことを約し、更に進んで理事會は、國際關係に影響を及ぼし、日支兩國間の平和又は平和の基礎たる良好なる了解を、攪亂するの虞れある一切の事情に關し實地に就き調査を遂げむが爲め、五名より成る委員會を任命すべく、日支兩國政府は委員會を助くる爲め各一名の參與委員を指名するの權利を有することを決定した。此決議可決に際し、帝國代表者は滿洲に於ける馬賊兵匪討伐の爲め、我軍隊出動の自由に關する留保を宣言

したのである。

一〇

聯盟理事會に於ける本件審議の經過を概観するに、我國の執りたる手段行動の細目に付ては、是非の議論を生じたるものありたるも、近年支那の各地方共に綱紀大に紊れ、外國人の被害隨處に續出せるに方り、我國が隱忍自重以て大局の保全に努め、終始適正にして眞摯なる政策を一貫せる事實は、廣く列國の徹底する所となり各國の言論界に現はれたる世界の公論も、亦大體にして我立場の根本的に極めて鞏固なることを認むるに至つた。支那代表者が當初より一切の先決條件として高調せる、即時又は期限付撤兵要求の如きは、結局事實不可能として理事會の容るゝところとならず、之に反して支那の排外思潮、國際義務不履行等に關する同國現實の事態は、聯盟として、十分之を調査し、以て判斷の基礎となすことを要すとの、帝國政府の提議は、全會一致を以て通過した。吾人は聯盟が正確なる事實に立脚し、支那問題處理の建設的方面に、一步を進めたるを歓迎するものである。

吾人は固より毫も支那國民に反感を抱かざるのみならず、日支兩國の永遠且眞正なる利益は兩立調和し得べきことを信じ、双方相侵さず相陥れず、互に信賴提携して和平の慶福を共にせんことを期するものである。唯之が爲めには支那に於て從來の排日方針を去り、我公正友好の政策と相呼應し、一大國民的覺醒に依りて國交の進路に新生面を開かむことを望まざるを得ぬ。是れ實に兩國間に禍を轉じて福と成す所以である。吾人は敢て支那に難きを求めむとするの意はない、曩に若槻内閣が日支平常關係の基礎として提案せる五大綱目の如きも、畢竟一般國際關係に於て實行せらるゝ當然の原則たるに過ぎず、即ち第一に侵略政策否認の相互的聲明、第二に帝國が支那の領土保全を尊重する主義の確認の如きは、我對支方針の公明正大なるを證するに足るものである。又第三に兩國相互に通商の自由を妨害する私人の組織的行動と、國際的反感を挑發する國民教育とを抑制せむが爲め有効なる取締を行ふの件、第四に滿洲の各地に旅行居住し各般の平和的業務に従事する帝國臣民に

對し、支那官憲より十分の保護を加ふるの件、並に第五に支那に於て一切の現存條約を尊重するの件に至つては、一般列國間に殆ど自明の理として現に承認實行せらるゝものに係り、支那にして苟も日支の國交を重んずるの決心あらば、欣然右の大綱を承認し、的確に責任を以て之を實行するに躊躇すべき理はない。吾人は今回の事變に方り皇軍の偉大なる勢力と赫々たる事績を銘記し其有終の成果を全うするの必要を認むると共に、成るべく速に時局を收拾し日支親交を確立せむことを圖らねばならぬ。

昭和七年一月二十七日印 刷
昭和七年一月三十日發 行

東京市芝罘新櫻田町二七番地
立憲民政黨本部
編輯兼發行人 吾郎
東京市麴町區有樂町一丁目
十二番地報知ビルディング
株式會社有恒社
印刷所及印刷人 永 悌 三